

児童扶養手当システム標準化ベンダー分科会

(第2回) 議事要旨

日時：令和4年12月21日(水) 10:00~11:45

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

構成員・オブザーバー(敬称略)： (○)はオンライン参加

(構成員)

| | |
|-------|------------------------------|
| 生田 正幸 | 関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) (○) |
| 近藤 誠 | 日本電気株式会社 (○) |
| 柿沼 祐司 | 富士通 Japan 株式会社 (○) |
| 中垣 伸哉 | 株式会社アイネス (○) |
| 関 秀嗣 | 株式会社日立システムズ (○) |

(オブザーバー)

| | |
|--------|-------------------------------|
| 羽田 翔 | 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官 (○) |
| 伊藤 豪一 | デジタル庁プロダクトマネージャー (○) |
| 前田 みゆき | デジタル庁プロダクトマネージャー (○) |
| 荻本 陵史 | デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○) |
| 與那嶺 紗綾 | デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○) |
| 丸尾 豊 | デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○) |
| 水村 将樹 | デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○) |
| 芳賀 奈津美 | デジタル庁統括官付参事官付 (○) |
| 島添 悟亨 | 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○) |
| 巢瀬 博臣 | 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○) |

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

| | |
|-------|------------------------------------|
| 山本 大作 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐 (○) |
|-------|------------------------------------|

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① 第一回自治体分科会及びベンダー分科会の振り返り
 - ② 改版に向けた個別協議事項
 - ③ 改版に向けた標準仕様書への反映事項

④ 意見照会の進め方

⑤ 今後のスケジュール

3. 閉会

【意見交換（概要）】

（①第一回自治体分科会及びベンダー分科会の振り返り）

○ 第一回自治体分科会及びベンダー分科会では、改版に向けた論点のうち、標準仕様書に共通する事項及びツリー図／標準業務フローに係る論点について個別協議事項として討議を実施した。各個別協議事項に対する事務局案及び討議結果の概要は以下のとおりである。

→ （個別協議事項 1）意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方

◇ （事務局案①）既存の仕様書に類似要件がある要望は取り込み対象とする

- 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能（標準オプション）
- 証書番号の自動付番機能（標準オプション）

◇ （自治体分科会討議結果①）事務局案どおり、オプションとして実装

◇ （ベンダー分科会討議結果①）事務局案どおり、オプションとして実装

◇ （事務局案②）既存の仕様書に類似要件がない要望は取り込み対象外とする

- 非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能（所得情報として、「非課税公的年金等所得」を追加）

◇ （自治体分科会討議結果）システム化のハードル等を踏まえ判断

◇ （ベンダー分科会討議結果）当機能のシステム化は困難なため、児童扶養手当システム外で計算した金額情報を取り込むことを基本とするが、児童扶養手当制度上の控除（給与所得又は公的年金等所得がある場合の控除）については、自動計算機能の追加を検討

→ （個別協議事項 2）標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方

◇ （事務局案①）申請相談時（新規認定請求前）における相談及び情報提供業務は法令通知等で定義された業務ではなく、児童扶養手当業務の対象外と考えられるため、相談及び情報提供に係る機能は追加しない

◇ （自治体分科会討議結果①）事務局案どおり、当機能は追加しない

◇ （ベンダー分科会討議結果①）事務局案どおり、当機能は追加しない

◇ （事務局案②）児童扶養手当業務の対象外のため、給付金支給に係る機能は追加しない

※給付を行うにあたり必要となる児童扶養手当受給者データの抽出については、既に定義済の EUC 機能を利用することを想定

◇ （自治体分科会討議結果②）当機能の追加を希望する意見もあり、システム的な実現可能性も考慮しながら、引き続き検討を継続する

◇ （ベンダー分科会討議結果②）当機能の追加は、児童扶養手当業務の対象外であることと給付金ごとに

支給要件等が異なるため仕様定義が困難であることの2つの理由から適切ではない

→ (個別協議事項3) 手続きオンライン化の範囲の考え方

- ◇ (事務局案) 行政手続の原則オンライン化方針を踏まえて、将来的には全てオンライン化を進めていく必要があるが、改版に向けては、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続(重点計画記載手続)」である「現況届の事前送信」の手続オンライン化に係る業務及び機能を標準化する
- ◇ (自治体分科会討議結果) 事務局案どおり「現況届の事前送信」に係る業務及び機能を実装必須として追加する。今後オンライン化を進めるにあたっては、重要な対面業務(世帯状況ヒアリング等)に十分に配慮し、業務フロー及び機能要件を作成する必要がある
- ◇ (バンダー分科会討議結果) 事務局案どおり「現況届の事前送信」に係る業務及び機能を実装必須として追加する。今後、事前送信を受け付けることにどのような用途(例:変更点を受給資格者台帳に更新できる)があり、どのように事務が変わるのか検討し、明確にすることが望ましい

→ (個別協議事項4) 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い

- ◇ (事務局案) 統計・報告に係る業務(福祉行政報告例)は所管が異なるため、集計や報告方法等制度の根幹にかかわる部分に対する要望については、対応しない。そのうえで、システムへの実装方法という視点から、「地方自治体において利用されているシステムの集計仕様を踏まえつつ、福祉行政報告例の記入要領に沿った集計機能を実装する必要があるか」を事業者を確認した上で、当該内容に従い、標準仕様書にて表現すべき粒度感で要件を追記する
- ◇ (自治体分科会討議結果) 討議対象外
- ◇ (バンダー分科会討議結果) 統計・報告における集計仕様は標準仕様書においては定義しない。(各統計・報告の記入要領にて定義された仕様をシステムに反映することが望ましい)

○ 質疑応答・意見

→ (質問・意見なし)

(②改版に向けた個別協議事項)

○ 第二回バンダー分科会では、改版に向けた論点のうち、機能要件及び帳票詳細要件/帳票レイアウトに係る論点について個別協議事項として討議を実施する。

○ (個別協議事項1) オンライン連携への対応(自治体間)(機能要件に共通する事項)

→ (取組事項) 意見照会において、以下のご要望をいただいた。

- ◇ 「児童扶養手当受給資格者台帳」「児童扶養手当受給資格者名簿」の出力機能に関して、システムにおいて申請情報や資格情報が管理されていれば、必ずしも帳票として台帳は必要なく、「受給資格者台帳の写しを転入元・先の自治体間で(紙文書によって)やり取りする」という方法自体がデジタルファーストの原則に反していると考えられる。

- ◇ 今後の標準化を進めるにあたり、紙媒体でのやり取りではなく、例えばクラウドを介して自治体間で情報共有できるようにするなど、国の「児童扶養手当事務取扱準則」の規定そのもの見直しを希望する。
 - (論点) 取組事項を踏まえ、自治体間のオンライン連携への対応について、次の論点を設定した。
 - ◇ 自治体間のオンライン連携については、デジタル庁の検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとしてはどうか。
 - (標準仕様書(1.0版)の現状) 論点に沿った標準仕様書(1.0版)の現状を整理した。
 - ◇ 児童扶養手当システム標準仕様書(1.0版)において、自治体間のオンライン連携に係る機能は定義していない。
 - ◇ また、他領域においても自治体間のオンライン連携に係る機能は定義されていない。
 - ◇ 公共サービスメッシュ等の自治体間でオンライン連携するための環境整備については、現在「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において議論がなされているところであり、標準仕様書における具体的な対応方針は示されていない。
 - (改版に向けた対応案) 標準仕様書(1.0版)の現状に対し、論点に従って、具体的な対応案を整理した。
 - ◇ 今回の標準仕様書(改版)では、必要な環境が十分に整っていないことから、自治体間のオンライン連携対応は見送る。
 - デジタル庁が主導する「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での議論を注視し、標準仕様書における具体的な対応方針が示されたのち、業務及び機能の見直しといった必要な対応を行う。
 - (第二回自治体分科会における協議結果) 改版に向けた対応案についての第二回自治体分科会における協議結果は以下のとおりである。
 - ◇ 事務局案のとおり、今年度の対応は見送り、今後のデジタル庁等による検討状況を踏まえて適宜必要な対応を実施する。
- (個別協議事項2) オンライン連携への対応(都道府県・町村間)(機能要件に共通する事項)
 - (取組事項) 意見照会において、以下のご要望をいただいた。
 - ◇ 都道府県の場合は、ワンストップサービスとの連携は対象外と記載されているが、福祉事務所の設置がない町村がシステムを導入し、ワンストップサービスを活用して受け付けた情報を都道府県システムと連携できるような方式は検討できないか。
 - (論点) 取組事項を踏まえ、都道府県・町村間のオンライン連携への対応について、次の論点を設定した。
 - ◇ 都道府県・町村間のオンライン連携については、デジタル庁の方針と検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとしてはどうか。
 - (標準仕様書(1.0版)の現状) 論点に沿った標準仕様書(1.0版)の現状を整理した。
 - ◇ 児童扶養手当領域
 - 都道府県・町村間のオンライン連携に係る機能は、未定義。
 - 中核市を想定した仕様であるため、都道府県特有の業務(都道府県と町村間の役割分担に伴うような業務)については未定義。

◇ 他領域

- 他領域においても、都道府県・町村間のオンライン連携に係る機能は未定義。

- ほとんどの領域で都道府県は標準仕様書の対象外。

→ 生活保護領域は、対象自治体を全ての福祉事務所設置自治体としたことから、都道府県を対象として含むが、標準仕様書上、福祉事務所の業務として定義しているため、都道府県としての業務は未定義。

→ (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。

◇ 今回の標準仕様書(改版)では、必要な環境が十分に整っていないことから、都道府県・町村間のオンライン連携対応は見送る。

- デジタル庁の都道府県業務に対する将来的な標準化の方針と、行政機関間の情報連携に係る検討状況を踏まえ、業務及び機能の見直しを継続的に検討する。

→ (第二回自治体分科会における協議結果) 改版に向けた対応案についての第二回自治体分科会における協議結果は以下のとおりである。

◇ 事務局案のとおり、今年度の対応は見送り、今後のデジタル庁等による検討状況を踏まえて適宜必要な対応を実施する。

○ (個別協議事項3) 1.0版では対象外とした帳票の標準化方針(帳票詳細要件/帳票レイアウトに係る事項)

→ (取組事項) 意見照会において、以下のご意見をいただいた。

◇ 法第15条に基づく「児童扶養手当支払差止通知書」は処分性を有していることに加え児童扶養手当事務においては出力件数も多い。児童手当側では必須帳票であるため、国(厚生労働省)により、必須帳票として様式を定義してほしい。

→ (論点) 取組事項を踏まえ、1.0版では対象外とした帳票の標準化方針として、次の論点を設定した。

◇ 法令や制度にて様式が定められていない帳票についても、標準化対象(標準オプション)とすることとしてはどうか。

◇ なお、標準化対象とした場合でも、法令通知等に様式として定める対応までは行わない想定。

→ (標準仕様書(1.0版)の現状) 論点に沿った標準仕様書(1.0版)の現状を整理した。

◇ 標準仕様書における帳票の要件種別は、以下の基準で整理している。

- 法令通知等への様式定義：有・・・実装必須
- 法令通知等への様式定義：無・・・必要に応じ標準オプション(実装必須は不可)

◇ 「児童扶養手当支払差止通知書」は、法令通知等に様式が示されていないため、ベンダーの様式レイアウトを参考にオプション帳票として定義している。

◇ 現状の要件種別整理方針において当該帳票を必須帳票とするには、法令通知等への様式定義が必要となる。

→ (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。

◇ 従前の整理から変更なく、法令通知等に様式が定められていない帳票については、職員事務の効率化等を考慮し、必要に応じて標準化対象(標準オプション)とする。

- ◇ 「児童扶養手当支払差止通知書」は、法令通知等にて様式が定義されていないことを踏まえ、必須帳票として様式定義は行わない。
 - ◇ なお、法令通知等に様式が定められていない帳票を標準化対象（標準オプション）とした場合でも、法令通知等に様式として定める対応までは行わない想定である。
 - （第二回自治体分科会における協議結果）改版に向けた対応案についての第二回自治体分科会における協議結果は以下のとおりである。
 - ◇ 帳票の標準化方針は事務局案のとおり従前から変更なしとし、「児童扶養手当支払差止通知書」は必須帳票としない。
- （個別協議事項 4）新規帳票追加のための法令・制度見直し基準（帳票詳細要件／帳票レイアウトに係る事項）
 - （取組事項）意見照会において、以下のご意見をいただいた。
 - ◇ 転入の場合、住所変更届のみでは情報不足であり、資格要件を継続して満たしているかも含めた判断を適切に実施するために、新規認定請求の項目をベースとした単独の届出書とすることが望ましいと考える。
 - （論点）取組事項を踏まえ、新規帳票追加のための法令・制度見直し基準として、次の論点を設定した。
 - ◇ 市外転入時の認定審査は、移管された受給資格者台帳の情報を基に行うことを基本とし、当該台帳に不足する情報がある場合には、標準仕様書として必要な対応を行うこととしてはどうか。
 - （標準仕様書（1.0版）の現状）論点に沿った標準仕様書（1.0版）の現状を整理した。
 - ◇ 業務フロー上の市外転入時の認定審査に必要な情報の把握方法は、以下のとおり。
 - ① 受給資格者台帳の移管
 - ② 受給資格者に必要書類の提出依頼
 - ③ 転出元自治体と連携
 - ②・③については、①で必要な情報が確認できない場合に行う。
 - ◇ 新規帳票追加について児童扶養手当所管部局（子ども家庭局）に確認。
 - 現行の運用では、転出元の自治体から受給資格者台帳を移管することとしているため、新たな届出書は不要と考える。
 - ただし、受給資格者台帳では不足する情報（具体的な項目）がある場合は、検討が必要と考える。
 - （改版に向けた対応案）論点に従い、具体的な対応案を整理した。
 - ◇ 市外転入時の認定審査は、受給資格者台帳の移管を受けて行うため、新規帳票の追加対応は行わない。
 - ◇ 移管を受けた受給資格者台帳において、審査に不足する情報がある場合には、不足する項目を明らかにした上で、標準仕様書上の受給資格者台帳に係る項目の追加や帳票レイアウトの変更を行う。
 - （第二回自治体分科会における協議結果）改版に向けた対応案についての第二回自治体分科会における協議結果は以下のとおりである。
 - ◇ 事務局案のとおり、転入時の認定審査に係る新規帳票の追加は行わない。また、受給資格者台帳の項目追加も行わない。
- 質疑応答・意見

- (個別協議事項 1) オンライン連携への対応 (自治体間) の対応案について
 - ◇ 事務局案のとおり、オンライン連携に必要な環境が整備された後、具体的に検討を開始することで異論ない。

- (個別協議事項 2) オンライン連携への対応 (都道府県・町村間) の対応案について
 - ◇ 個別協議事項 1 と同様、個別協議事項 2 についてもオンライン連携に必要な環境が整備された後、具体的に検討を開始することで異論ない。
 - ◇ 福祉事務所未設置町村における児童扶養手当業務は、都道府県が代替して担っていることに鑑み、都道府県における業務及び機能は一般市区町村 (福祉事務所設置) における業務及び機能を準用する形で標準仕様書に記載されているという理解でよいか。
 - ご認識のとおり、一般市区町村と同様に実施される都道府県における業務及び当該業務に係る機能については、標準仕様を適用できると考えている。

- (個別協議事項 3) 1.0 版では対象外とした帳票の標準化方針の対応案について
 - ◇ 例として挙げられた児童扶養手当差止通知書については、弊社において自治体からの要望実績がある帳票のため、実装対象とする予定である。
 - ◇ 法令通知等に定義されていない帳票については、必須帳票として定義は不要と考えている。
 - ◇ 児童扶養手当差止通知書については、自治体の要望が多い帳票であることから、現行のパッケージにも発行機能が実装されている。

- (個別協議事項 4) 新規帳票追加のための法令・制度見直し基準の対応案について
 - ◇ 事務局案のとおり、転入時の認定審査に係る新規帳票の追加は行わないことで異論ない。
 - ◇ 取り組み事項に関して、児童扶養手当認定請求書は標準仕様書に定義していない帳票であり、また、第一回ベンダー分科会における個別協議事項 2 (標準化対象業務範囲 (スコープ) の考え方) をもって申請相談時の相談業務は標準化業務の対象外としたことを踏まえて、当該帳票を転入時に相談業務に係る書類のひとつとみなして利用することは標準化業務に反することはなく、特に問題がないと考える。

(③改版に向けた標準仕様書への反映事項)

○ 標準仕様書改版にあたり対応した事項 (12 月までに対応予定分)

- 個別協議事項としては取り上げていない事項についても、横並び調整方針等に従い、標準仕様書の更新を以下のとおり実施した。
 - ◇ 1. 公金受取口座に関する様式改正等の反映 / 業務フロー見直し
 - 直近の様式の改正等を標準仕様書に反映
 - 業務フロー、機能要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトを更新
 - ◇ 2. 公的給付金口座指定に関する要件見直し
 - 公的給付金口座に関する児童扶養手当認定請求書に対する要望を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施

- 機能要件を更新
- ◇ 3.障害等認定業務における届出受付タイミングに関する論点整理
 - 障害等認定業務において、“年齢到達前に障害認定の届け出を受け付けている”事務の実態を踏まえ、省令改正を要望する意見に対する対応を検討
 - 業務フローを更新
- ◇ 4.法令・通知等と未整合の様式整理
 - 帳票レイアウトと法令・通知等にて定義された様式との整合を確認
 - 帳票「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」のように、法令通知等において様式例として示されている帳票については、児童扶養手当法施行令別表第1の障害の状態の変更などに伴う教示文の変更までは、法令通知等の様式例に反映しない。
 - 反映事項なし
- ◇ 5.横並び調整方針
 - 機能要件のレイアウトを統一的なレイアウトに見直し
 - 機能要件を更新
- ◇ 6.引越 OSS 対応要否検討
 - 引越 OSS への対応要否、及び対応する場合の児童扶養手当側で必要となる対応を実施
 - 直近で状況のアップデートがあったため、アップデートに応じて必要な対応を行う
- ◇ 7.各種 ID の管理方針
 - 機能 ID 採番ルールを見直し
 - 機能要件を更新
- ◇ 8.デジタル庁公表資料「検討すべき点について」に伴う対応
 - デジタル庁公表資料「検討すべき点について」を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施
 - 改訂手続きの際に留意する
- ◇ 9.データ要件連携要件・各種共通事項への対応
 - データ要件・連携要件（1.0 版）との整合を確認し、標準仕様書（改版）に反映
 - 機能要件を更新
- ◇ 10.標準仕様書改版に向けた取組事項案における対応時期の調整
 - 「標準仕様書改版に向けた取組事項案」について、対応時期の調整等が必要な事項への子ども家庭局コメントを踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施
 - 一部取組事項の対応時期を見直し
- ◇ 11.機能要件における管理項目の追加（支給停止期間）
 - 機能要件（旧機能 ID261 現況届受付）の管理項目に「支給停止期間」を追加
 - 機能要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトを更新
- ◇ 12.福祉事務所未設置町村等向け表記の見直し
 - 対象自治体を「全ての都道府県及び児童扶養手当業務を実施する市区町村」との記載に対する意見を踏まえ、標準仕様書の記載を修正

→ 標準仕様書本紙を更新

◇ 13.標準仕様書本紙の構成見直し

- 介護保険業務の標準仕様書本紙の構成見直しに伴い、各業務においても当該見直しを参考に構成を見直し

→ 標準仕様書本紙を更新

○ 標準仕様書改版にあたり対応した事項（1月以降対応分）

→ 個別協議事項としては取り上げていない事項についても、横並び調整方針等に従い、今年度中に標準仕様書について以下の更新を予定している。

◇ 1.指定都市課題検討に伴う対応

- デジタル庁主催の「標準仕様の指定都市における課題等検討会」における指定都市要件点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する

◇ 2.実装類型点検に伴う対応

- デジタル庁主催の実装類型点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要な対応を実施する

◇ 3.共通機能／データ要件・連携要件改版に伴う対応

- データ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書（令和4年8月31日）の実装・運用を行うに当たり具体化・詳細化が必要な事項を検討するための「共通機能等技術要件検討会」の開催を受け、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する

◇ 4.令和4年11月4日開催の共通機能等技術要件検討会に伴う対応法令・通知等と未整合の様式整理

- 共通機能等技術要件検討会 申請管理 WT（第1回）の議事に基づき、児童扶養手当側で必要となる対応を検討する

→ オンライン申請による申請データ受領時の基幹業務システム側の対応については、今後横並び調整方針に反映予定帳票レイアウトと法令・通知等にて定義された様式との整合を確認

○ 質疑応答・意見

→ 1.公金受取口座に関する様式改正等の反映／業務フロー見直しについて、児童扶養手当領域における公金受取口座に係る運用方法等が、既に事務連絡等で自治体あてに通知されているという認識でよいか。また、その内容を標準仕様書（改版）案に反映した認識で合っているか。

◇ 令和4年9月8日付けの通知をもって、児童扶養手当領域における公金受取口座に係る様式の改正について、自治体に向けて通知している。具体的には4点の様式の改正を行っており、1点目が児童扶養手当新規認定請求書、2点目が児童扶養手当現況届、3点目が未支払児童扶養手当請求書、4点目は児童扶養手当事務処理マニュアルに規定の様式となるが、児童扶養手当住所（転出・転入）・支払金融機関変更届である。改正された様式については、現在 e-Gov に掲載されているため、ご参照いただきたい。

◇ 標準仕様書（1.1版）案には、上記様式改正に従い帳票項目の追加を実施している。

→ 4. 法令・通知等と未整合の様式整理について、“帳票「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」のように、法令通知等において様式例として示されている帳票については、児童扶養手当法施行令別表第1の障害の状態

の変更などに伴う教示文の変更までは、法令通知等の様式例に反映しない”と記載された意図を確認したい。

◇ 教示文の変更を契機とした標準仕様書の改版は手続き上困難であるため控えたいという趣旨である。教示文の変更については、定期的な改版のタイミングに合わせて反映する想定である。

→ 資料 3 の 25 頁、標準仕様書改版にあたり対応予定の事項（1 月以降対応分）のうち、2.実装類型点検に伴う対応に伴う標準仕様書（改版）案への反映タイミングについて、同資料の 33 頁の直近のスケジュール（12 月～3 月）には明示されていないが、どのタイミングで標準仕様書（改版）案に反映する予定か。

◇ 反映のタイミングについては、デジタル庁主催の実装類型点検結果が提示される時期によると考えているが、反映までの過程については、デジタル庁で各領域の標準仕様書の実装類型を点検した結果が示された後、その結果を受け児童扶養手当領域としての整理を行い、最終的に有識者検討会において決定することを考えている。

◇ 実装類型の点検については、ベンダー各社のご協力を賜りながら集計作業を行っている状況にある。全領域を横断的に実装類型の点検を行っており、実装必須機能を標準オプション機能としてどのように見直していくかについて、デジタル庁にて整理・検討を行っている。最終的には年度内に、児童扶養手当領域も含め、各領域の標準仕様書の改版がなされると承知をしているため、その改版スケジュールに間に合うよう段取りを進めている。実装類型の点検結果の提示方法についてもデジタル庁内部で検討しており、適切なタイミングでご提示を行う予定である。

→ 資料 3 の 33 頁、標準仕様書改版にあたり対応した事項（12 月までに対応予定分）のうち、7.各種 ID の管理方針に関連して、事前に配布いただいた資料のうち、機能要件のレイアウトについて 1 点確認したい。今回、児童扶養手当領域の機能要件について、自治体の規模ごとの実装区分の欄を追加されているが、他に機能要件に同様の欄を設けた領域はあるのか。また、機能要件に自治体の規模ごとの実装区分の欄を設けられたことから、標準準拠システムか否かは自治体の規模ごとに判断されるという理解でよいか。

◇ 機能要件のレイアウトについては、デジタル庁から統一的なレイアウトとして、自治体ごとの実装区分欄の有無で区別される 2 種類のレイアウトが提示されており、各領域の特性に応じてレイアウトを決定するよう方針が示されている。児童扶養手当領域においては、これまでの検討の中で自治体規模ごとに要件を定義している箇所が多数存在したため、自治体の規模ごとに実装区分の欄があるレイアウトを採用することとした。なお、レイアウト変更に伴う要件内容の変更は実施していないため、標準仕様書に準拠しているかどうかの基準は標準仕様書（1.0 版）の時と同様の認識である。

→ 6.引越し OSS 対応要否検討について、具体的にどのような対応が必要となる想定か。

◇ 引越し OSS に係る対応については、標準仕様書への記載の要否も含め対応方針が流動的であり、現状は、引越し OSS に係る機能の実装に伴う法令制度等の準備や調整が必要であることから対応保留となっている。そのため、どのような記載となるかについては、現時点でお示しすることができない。引越し OSS の対応について、具体的に対応方針がお示しできるようになった段階で、皆様に周知する。

(④意見照会の進め方)

○ 全国意見照会の流れ

→ 1月以降に予定されている、標準仕様書（改版）案に係る全国の地方自治体及びベンダーに対する意見照会の進め方をご説明する。標準仕様書（改版）案に加えて、補足の説明資料や意見照会のための回答票を用意し、意見照会を行う。本日の配布資料中、参考9が補足の説明資料、参考10が回答票のサンプルとなる。意見照会に関する資料を厚生労働省から事務連絡として発出いただいた後、事務局にて意見の取りまとめを実施する。また、今回は回答目標数の設定を行った。母集団の全体の数が1,794であることから、統計的な観点から目安として317の回答を目標値として意見照会を行うこととした。その際に、意見の取り込み可否を、「論点化」、「追加・修正・削除・要件種別の変更」、「質問」、「対応なし」に分類し、それぞれ回答方針を検討する。また、修正が発生する場合は標準仕様書の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載することを想定している。

○ 全国意見照会における資料構成

→ 意見照会における意見対象の資料は、標準仕様書（本紙）、機能要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトとしていく。なお、ツリー図・業務フローについては、業務運用をイメージできるものとして定義しているため、参考扱いとしている。

○ 意見照会項目

→ 詳細については、参考10をご覧ください。基本的には今年の6月に実施した標準仕様書（1.0版）を策定する上での意見照会の際と同様の項目で意見収集を行う予定である。

○ 受領した意見の取り扱い

→ 意見照会で頂いたご意見については、事務局にて一覧化して整理を行う。その上で、ご意見を分類し、以下のとおり、分類に応じた対応を行う。

◇ （論点化）意見を整理・集約、論点として整理し、2月末頃に開催を予定している第四回有識者検討会で議論する

◇ （追加・修正・削除・要件種別の変更）標準仕様書（本紙/機能要件/帳票詳細要件/帳票レイアウト）を修正する

◇ （追加・修正・削除・要件種別の変更）以下は申し送りとする（その他、意見照会結果を踏まえ必要に応じ追加）

- 現状のシステムに実装されていない機能の追加要望

- 新規外部帳票の追加要望

→ （質問）回答を作成する

→ （対応なし）既に要件に含まれているもの、詳細設計レベルのもの、意見内容が不明瞭なものについては対応なしとする

○ 質疑応答・意見

- 資料 3 の 27 頁の全国意見照会の流れに記載のとおり、意見照会の回答に関して、統計的な観点から信頼性を担保するため、母数 1794 団体に対する目標回答数を 317 と設定している。ただし、今回行うのは調査ではなく、あくまで意見照会であり、ある論題に対する諾否を回答いただくものではないため、目標回答数に達しなかったとしても、照会結果が信頼性に欠けるわけではないことは強調したい。児童扶養手当領域については、現行システム間で全国的に差異が大きくないと聞き及んでいるため、目標回答数として設定した 317 に達しない場合も考えられるが、上述のとおり、受領した意見が信頼性に欠けるものではないと考えている。
- 意見照会の回答について、設定した目標回答数に達しなかったとしても信頼性に欠けるものではないと述べられているが、逆に目標回答数を超えたとしても、意見の採用・不採用は意見の内容で判断するという理解でよいか。
 - ◇ ご認識のとおり。事務局案として意見内容の妥当性について見解をお示しするが、最終的な意見の採用・不採用については、有識者検討会として判断いただくこととなる。
 - ◇ 受領意見の中にはご質問やご希望も多数含まれることが想定されるため、事務局にて適切に取りまとめてもらうことを期待するが、すべてのご意見が今後の検討における貴重なご意見であることに変わりはない。

(⑤今後のスケジュール)

○ 直近のスケジュール (12 月～3 月)

- 本日の第二回ベンダー分科会の開催をもって、年内に予定をしていた会議体は全て開催した。
- 第二回ベンダー分科会の結果を踏まえて意見照会の資料の最終化を行った後、12 月 27 日から翌年 1 月 31 日まで全国意見照会を実施予定である。併行して、意見照会の回答の集約を事務局で行いながら、反映が可能なものについては、標準仕様書を更新していく。
- その後、2 月下旬に向けて第四回有識者検討会の開催に向けて準備を進めつつ、意見照会の回答を踏まえた標準仕様書の更新については、事前に内容を構成員の皆様にご確認いただく想定である。
- 標準仕様書 (改版) 案は、第四回有識者検討会の中で 2 月末の決定を予定している。その後、決定した標準仕様書 (改版) 案をデジタル庁へ共有し、データ要件・連携要件と平仄を揃える作業を 3 月に行い、最終的に 3 月末に標準仕様書 (改版) を確定・公表する。
- 全てのスケジュールをお示しできてはいないが、1 月以降に指定都市要件や実装類型点検に伴う対応について、ご提示があり次第、標準仕様書 (改版) 案への反映が可能なものについては、対応を行っていく。

○ 質疑応答・意見

- (質問・意見なし)

以上